

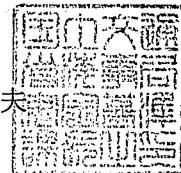
国海安 136 号

平成 22 年 2 月 22 日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長

久保田 秀夫



船舶検査心得等の一部改正について

船舶検査心得等の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



## 船舶検査心得の一部改正について

平成 21 年 2 月  
海事局安全基準課

### 1. 改正の背景

船舶設備規程第 311 条の 22 では、航行する水域に応じた無線設備の設置が義務付けられており、その一部の代替設備として「一般通信用無線電信等」が認められている。この「一般通信用無線電信等」とは、告示で定める無線電信等であって、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものとして、その詳細は船舶検査心得にて定められている。

今回、NTT ドコモ等から、「一般通信用無線電信等」として新たな設備を追加したい旨の申し出があり、それに対応するため船舶検査心得の一部について別添の通り改正を行う。

また、国海安 93 号（平成 21 年 12 月 18 日付け）にて改正を行った、固定式鎮火性ガス消火装置の制御装置の要件強化に関する取り扱いの明確化及びその他所要の改正についても併せて改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### 1) 「一般通信用無線電信等」の追加関連

(船舶設備規程心得)

①次の設備を一般通信用無線電信等として追加する。

衛星船舶・車載端末 01、インマルサット FB、インマルサット Fleet F77  
(小型船舶安全規則心得)

②小型船舶の救命設備及び航海用具の省略要件となっている無線設備として、上記の一般通信用無線電信等を追加する。

#### 2) 固定式鎮火性ガス消火装置の制御装置関連

(船舶消防設備規則心得及び船舶の消防設備の基準を定める告示心得)

固定式鎮火性ガス消火装置の制御装置の要件について、ヒューマンエラーの危険性のない区域における取り扱いを明確化した。

#### 3) その他

(船舶安全法施行規則心得及び海防法検査心得)

北海道運輸局本局が小樽から札幌へ移転するため、北海道運輸局の略符を小樽の O から札幌の S に変更するほか所要の改正を行う。

### 3. スケジュール

- 1) 及び 2) については平成 22 年 2 月 22 日より適用する。
- 3) については平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

以上